

第 106 回あるべき税制委員会、第 123 回国際課税委員会合同会議議事録（文責森信）

令和 2 年 6 月 12 日、川田剛先生から「義務的開示(MDR, 各国比較など)」を説明いただき、皆さんで議論しました。

資料は、①各国の義務的開示制度の比較（3 枚紙）と②行き過ぎた租税回避取引と各国の対応、の 2 つです（別添）。

議論の概要。

- ・MDR を導入していくことの課題は、①目的は何かを明らかにすること、②実効性のある制度にするためには、納税者の理解を得たうえで許容される仕組みにする必要があること、③諸外国並みに罰則を付けるには、わが国の罪刑法律主義からして、要件を明確にする必要があること、などであろうか。
- ・英国では、DOTUS 導入後、租税回避の開示件数が減少した。英国政府としては、効果があったとみている。
- ・英国では、事前開示により判明した租税回避取引を防ぐための法改正が可能になるという点を重視している。
- ・わが国の上場企業の場合、開示されると、株主からマイナスのイメージを持って受け止められるのではないか。
- ・そもそも濫用的租税回避の定義について、わが国の判例は、132 条と 132 条の 2 で異なる定義をしている。このあたりの議論の整理が必要となる。
- ・セーフガード、事前紹介の充実とセットで行い予見可能性を付与することが重要。などの意見がありました。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。